

第 26 回（仮称）市民活動推進条例検討会

日時：平成 30 年 7 月 23 日（月）18 時 30 分～20 時 30 分

場所：第 4 分庁舎 822AB 会議室

【議事内容】

●本日の検討内容確認

1. 条例素案について
2. その他

●資料確認

- ・次第
- ・資料 1 条例素案
- ・資料 2 パブリックコメント実施時との比較表（案）
- ・資料 3 市議会議員との意見交換会（案）
- ・資料 4 庁内募集での意見一覧

● 1. 条例素案について

事務局：第 26 回条例検討会を始める。議題に入る前に、資料の確認をさせていただく。

本日の資料は、次第・資料 1「条例素案」資料 2「パブリックコメント実施時との比較表（案）」・資料 3「市議会議員との意見交換会（案）」・資料 4「庁内募集での意見一覧」である。

本日の議題に入る。本日の議題は『1.条例素案』『2.その他』についてである。

議題 1 の条例素案について説明する。資料の説明後、現在の条例素案に沿ってご意見を頂戴したい。

資料 1 は、現在作成中の条例素案である。パブリックコメントの実施と並行して「庁内の意見募集」、「庁内の関係部署による検討委員会」、「議員との意見交換会」を開催し、多くの方から沢山のご意見を頂いた。これらの意見と併せて、6 月議会での意見も参考にし、庁内の法制部門と調整し、条文としての精査をした資料となっている。資料 2 は、パブリックコメントを実施した際の条例素案と現在作成中の条例素案との比較表です。変更箇所等については、後ほど説明させていただく。

資料 3 は、7 月 2 日に開催された「議員との意見交換会」で各セッションの主な意見の一覧である。

資料 4 は、「庁内の意見募集」で各条項ごとの主な意見を一覧にまとめた資料である。庁内の関係部署による庁内検討委員会での主な意見は、主なものを口頭でご紹介する。まず『定義』について。

- ・中間支援組織とは何なのか
 - ・なぜ市民活動団体と中間支援組織をあえて分けているのか
- 『基本理念』について。

・世代・性別等を記載しているが、それらを意識させなくてはならない表現は馴染まないのではないか

『施策の推進』について。

・必要な財政的支援等の記載が良いのではないか。

『役割』について。

・活動に寄り添いというのはいかがでしょうかと思う。

・市の役割について、活躍するための環境を整えるよう努める、市民等へ広報及び啓発を行うよう努めるという部分は、施策の推進の項で記載されており、重複しているのではないか。

などの意見があった。

パブリックコメントの周知として、平成 29 年 12 月に実施したアンケートの回答依頼をした団体へメールや郵送で通知を行なった。回答頂いた団体には、回答の御礼文を含めて通知を行なった。意見交換会に参加していただいた団体にも通知を行なった。資料の説明は以上である。

次に、条例素案の説明をする。条例名に関して様々な意見を頂戴したが、特段に変更を加えておらず、「つながる鎌倉条例」としている。

『前文』に関しては、「先人達が醸成した先進的な市民風土」の部分に対し、醸成したという表現を指摘する意見と、何を先進的にしたのかとの意見を頂いたため、「先人たちが作りあげたこうした市民風土」と変更している。何のために何を次世代につないでいくのかとの指摘もあったため、「鎌倉のまちの発展のために」と追記した。

「鎌倉を愛する一人一人が」の部分は「市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織が」と変更することで具体的な主体を追加した。つながりを強調した方が良いとの意見を頂いたので、「このまちを創っていく主人公として行動するとともに、市、市民活動団体及び市民等がともにつながるにより、魅力と活力にあふれる「鎌倉」の発展のために」の部分をお互いにつながりを大切に、多様化する地域課題の解決のため、それぞれの特性を生かしながら行動し、魅力と活力にあふれる「鎌倉」のまちを築くために」と改めた。前文の 2 段落目には縦のつながりを丁寧に書き、3 段落目には横の繋がりを書き込み、「つながり」をより分かり易く表現した。

第 1 条の『目的』に関しては、「市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織がお互いにつながりを大切にする」という文言を追記した。前文と同様に「つながり」を強調する為に、各主体のつながりを大切にする意図の文言を加えている。

第 2 条の『定義』に関しては、記載の順序を変更している。市民等の項では、重複していた表現を整理するほか、市民活動を行っていない市民や事業者に関する内容に修正している。『市民活動』の項では、社会貢献活動という表現に対して庁内外から多くご指摘を頂いた為、他市の市民活動の定義を参考にしながら修正をしている。政治・宗教等を目的とする活動は除くようにとのご意見も頂いたため、これらの活動を市民活動から除く旨の文章を追記した。追記した文章は、特定非営利活動促進法の第 2 条の定義や他市の条例の表現等を参考にした。『中間支援組織』の項は、文言の整理のみを行ない、大きな変更は加えていない。『協働』の項では、主体を明らかにすると共に

庁内の法制部門と協議の末に文言の整理を行なった。『市民活動団体』の項は市民活動を行うものが市民活動団体であるので、文言を整理した結果、項目を削除した。条文中では市民活動団体とは記載せず、市民活動を行うものという表現にしている。

第3条の『基本理念』に関しては、パブリックコメント実施時の文章を整理し、第1項とし、第2項では市民活動に対する「基本方針」で記載をされていた文言を追記した。内容は他市の基本理念を参考としている。

『基本方針』に関しては、基本理念と基本方針の内容が重複しており、条文として分かりづらいとのご指摘を多く頂いた。その為、基本方針の「協働を推進するための基本方針」については新たに第9条を設けて、『協働事業』として記載した。

第8条の『施策の推進』に関しては、条項名を『市の施策』と変更した。文章としては、「次の施策を推進する」の部分で「市民活動及び協働の推進を図るために次に掲げる施策の実施に努めるものとする」と変更した。「情報公開及び提供に関すること」は「情報公開に関すること」と変更した。「協働に関すること」は、パブリックコメント実施時にはあった項ではあるが、具体性のない文言であった為に削除したが、第8条の冒頭に「市民活動及び協働の推進を図るため」という協働を推進する旨の文章を加えている。「市の施策の立案、実施及び評価の過程への参入機会の提供に関すること」は、指針で既に記載されていた内容である為、指針で文言を整理し修正を行った。「市民活動センターに関すること」は、抽象的な内容であったことや、指針で場の提供に関する記載をしており、重複する部分が多数あった為に削除した。「市民が共に考えていく場（指針の見直し、施策の進行管理）に関すること」は、指針で市民活動・協働推進委員会で行う内容を想定しており、内容が重複する為に削除した。最後に、「前各号に掲げるもののほか、市民活動及び協働の推進に関し必要な事項」という項を追記した。他市の条例を参考にしたほか、市の施策で記載しきれない部分を補う為に記載した。

『役割』に関しては、市と市民等と市民活動を行うものと中間支援組織でそれぞれ条項を分け、整理した。各主体の役割に「基本理念にのっとり」という文言を追記し、基本理念と重複する部分については整理をしている。

第4条の『市の役割』に関しては、パブリックコメント実施時には3つの項目になっていたが、1つ目と2つ目の項目の内容を1つにまとめ、文言を整理している。3つ目の項目であった市の職員に関する項目は内容を変更していない。

第5条の『市民等の役割』に関しては、「市民活動及び協働に対する理解を深め」等の文言を追記した。

第6条の『市民活動を行うものの役割』に関しては、市民活動団体という表現から市民活動を行うものと改め、文言の整理を行なった。

第7条の『中間支援組織の役割』に関しては、抽象的であった内容を具体的な主語等を記載することで具体性のある文章に修正した。

第9条の『協働事業』に関しては、基本方針を削除したことにより協働に関して担保される条文が無くなった為、新たに設けた条項である。他市の条例や基本方針や指針に記載されていた内容等を参考に作成した条文となっている。

第10条の『市民活動・協働推進委員会』に関しては、「委員会は次に掲げる事項を調査審議する」の部分に市民活動と協働に関する記述を加え、「委員会は、市民活動及び協働の推進に関する次に掲げる事項を調査審議するものとする」と変更した。

説明は以上である。

この半年間、様々な意見聴取を実施して沢山の意見を頂いてきた。頂いたご意見を活かしていくという検討会の意向に沿い、「分かりにくい」、「主語がはっきりしない」、「市のやるべきことが見えない」という複数寄せられたご意見に対応し、これらが見えるように整理している。同時に文言も修正した。修正した素案を会議までに配布が出来れば良かったのだが、出来る限り内容を精査した結果、事前配布が出来なかった。当日の配布になり申し訳ない。あくまでも作成中の素案であるので、皆さんのご意見も頂き、最終的な形にまとめていく。8月にある複数の庁内会議を経て、素案の最終決定をすることになる。意見を下さる場合は今週中にお願いしたい。頂いた意見で反映できるものについては素案に反映し、庁内会議に活かしていく。

【意見交換】

委員： 資料1と2の関係性を教えて頂きたい。

事務局： どちらも条例素案を示した資料である。素案を条文の形式にした物が資料1である。パブコメ実施時点での素案とパブコメ後に変更を加えた素案を比較したのが資料2である。素案の変更点を見たい場合は資料2をご覧頂きたい。

委員： 市の責務は記載しないのか。以前の資料では市の責務が具体的に載っていたかと思う。最新の素案では市の役割や基本理念にも市の責務が載っていない。

事務局： 今までも責務という表現はしていない。役割として全て整理してきた。

委員： 鎌倉市ではそうだろう。他市では市の責務を記載しているのか。

事務局： 市によって異なり、責務と表記している市も役割と表記している市もある。素案は、他市と比較して文言に抜けが無いように整理している。

委員： 市の責務が以前は具体的に記載されていた。今回の素案では観念的な表現がされている。第4条の「市の役割」で市の具体的な支援が述べられていない。

事務局： 例えば、茅ヶ崎市の市民活動推進条例ではもっとシンプルな表現をしており、市の役割を「基本理念にのっとり、市は市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施するよう努める」としている。市職員に対しては、横須賀市の市民協働推進条例では、第7条で「市は、第3条の基本理念に基づき、市職員に対する市民協働に関する啓発、研修等を実施して、職員一人ひとりによる市民協働の重要性の認識を深めるように努める」としている。

鎌倉市の素案では、市民活動及び市民協働に関する啓発や研修について第4条の2項で述べられている。市民活動が活発に行われる為の環境の整備として漏れが無いよう、包括的な表現をしている。

委員： 第4条から第7条で市・市民等・市民活動を行うもの・中間支援組織の役割が述べられている。市の役割が最初に述べられているのは、順序について指摘があったからか。

事務局： 順序の指摘は無かったが、市の役割が分からないというご意見を沢山頂いたので、初

めに示すのが適当だろうと考え、最初に述べている。この条例によって市が何をするのかを気にされている方が多いので、市の役割を始めにお示しする為に順序を変更した。

委員： 第8条の「市の施策」を「市の責務」或いは「市の施策及び責務」に変えられないだろうか。

事務局： 他市の条例をもっと参照すべきというご意見も頂いたので、今回の素案は他市の条例も見比べながら整理している。今の意見は検討させて頂きたい。

委員： 他市でも施策と表記しているので施策のままでも構わないが、もし変更出来るのならばお願いしたい。市の責務を明記することで安心される方は多いと思う。

委員： 第4条から第7条の表現は統一すべきだろう。第8条の市の「施策」を「責務」に置き換えても、内容的には遜色がなさそうである。

事務局： 役割を責務としている市はあるが、施策を責務としている市は無い。しかし、市が何をするのかというご意見は頂いているので、検討する。

委員： そもそも、第8条が「市の施策」となっていること自体に違和感がある。施策は市だけが取り組むことではない、民間企業が取り組むこともあるだろう。「市の施策」とすると、市が施策の全てを担うと捉えられかねない。

事務局： 昔は公共サービスの全てを市が担うものだと言われていたが、今は市も民間企業も様々な場で公共サービスを提供している。その点を考慮して示したいとは思っている。

委員： 他市では10年、20年前に条例が制定されている。その頃とは異なり、現在は公共事業を市だけではなく民間企業やNPOや市民団体も担っている。今風にするならば、市民活動が公共事業に欠かせないと明記した方が良いのではないだろうか。「市の責務」の意味は分かるのだが、この表現自体が古く感じる。

委員： 古いとか新しいは関係なく、現在、問題があるから責務を明記して欲しい。確かに施策は市だけが担うことでは無いのだが、今は市に担って欲しい部分である。

委員： 鎌倉には新しい言葉への抵抗もあるように思う。むしろ、言葉に左右されずに根本的な部分が説明されていることが大切である。

委員： お金に関して具体的に明記して欲しいという意見があった。条例に財源の話盛り込むのは難しいだろうし、他市の条例でもあまり見ないが、財源の明記は可能か。

事務局： 予算の裏付けがないと明記は難しい。

委員： それはそうだろう。明確に財源を明記するのか、毎年財源の確保に努める等の姿勢を示す書き方とするのかは分からないが、予算が無いと明記出来ないのか。

事務局： 予算が無いから明記出来ないのではなく、予算の根拠とセットでなければ明記出来ない。

委員： 例えば、横須賀市では自動販売機の収入の300万円程度を元気ファンドに活用している。条例には馴染まないかもしれないが、明記は可能なのだろうか。

委員： 協働事業に何年か参加している。ここ数年は地域のつなぎ課の予算で実施している。地域のつなぎ課の予算も来年度からは減額がされると聞いている。予算の枠とは何なのだろうか。各部門が、協働を行なう時は別枠で予算を取っても良い等の措置が無ければ、協働事業及びその予算確保に取り組んでくれないのだろうか。協働の良いア

アイデアを市民から寄せられても、課の予算が既に固まっているので、協働の予算は取れない事態に陥ってしまう。

事務局：各課で既に進めている事業があり、新事業に予算を付けるのは確かに難しい。

相互提案協働事業に関しては、実現の可能性と公共性の高い事業に対して、地域のつながり課で確保した予算を付ける方針を採っている。1度、地域のつながり課で事業を実施し事業の必要性が認められた場合は、翌年度以降は原課で独自に予算を取って事業を継続している。1回で終了してしまう事業もあるが、そのような形式で何年も継続されている事業もある。市民と共に取り組んだ方が効果のある事業は、翌年度からは原課できちんと予算を確保して取り組んでいるので、協働事業は予算が無いと出来ない訳ではない。

委員： きっかけ作りとしての予算は地域のつながり課から出すということか。

事務局：そのとおりである。

委員： 「鎌倉市では市民活動を様々な市の事業に割り当てながら、積極的に市民活動の事業化に努め協働を進める為の予算をしっかりと確保する」という約束を条例に盛り込んだ方が予算を取り易くなるのではないか。

事務局：それは具体策の話である。例えば、鯖江市では市の事業の中から、市民等が担ったほうがよい事業を外部団体に任せる事業がある。相互提案事業は新規事業が対象であるが、提案公募型委託事業は過去の事業を見直していくものであるため、条例が出来れば、その後の具体策として検討が出来るようになる。地域のつながり課だけでなく全庁的に動かなければ実現しないことなので、まずは条例で全庁的な仕組みを作る必要がある。

委員： この条例は無難で凡庸性のある内容にはなっているかと思う。しかし、漏れがない訳ではない。

はじめに条例が制定された後に実際にどのような事業が実施されるのかを想定し、その事業が本当に実現出来るのか・予算を確保出来るのか・事業を育てていくことが出来るのか・中間支援組織が役割を果たすことを確約出来るのか等が条例で担保されるように考えるべきである。具体的な事業を想定し、事業に対応する具体策を考えてから条例に反映するようにしなくては、必ず条例に漏れが発生するだろう。

具体的な部分が見えない・予算を付けられるようにした方が良い・市がちゃんと動くように定めるべき等と指摘されてしまうのは、条例が制定された後の具体的なビジョンが見えないことが影響しているように思う。

委員： 市民活動条例の対象は今までは市民だったが、この条例では事業者が加わっている。市民と事業者では事業スケールが大きく異なっており、一件 30 万の予算では話にはならないのではないか。この問題を担保出来るだけの施策を打てるのか。

委員： 施策には、事業規模の大きい事業や若い人達の起業に関する施策や、今まで市民活動をされてきた方を市と繋ぐ施策や、市民活動に興味が無かった方が市民活動に参加するよう促す施策等がある。しかし、この条例をみただけでは、様々な市民活動に対応する多面的な具体的施策があるようには思えない。条例から具体的施策が見えるようにしたい。

今までの不信感の原因も事象として並べていかないといけない。運用先のグループを選ぶ時に見返りを持っていくというのと、市民の中で頑張っているグループを支援するのとどちらを優先するのか、その基準として条例で「出来る限り市民グループを支援する方向で進めていく」と書くのか書けないのかという問題もある。

将来的に必要となってくることを先読みして、条例に反映していかなければ先々面倒なことになるだろうし、条例に漏れが出来てしまう。

委員： 具体的なことは指針に盛り込むのだと思って、我慢してきた。

委員： 条例が具体性のある形に変更されたからこそ、指針はどうなるのか気になった。議会には条例と指針を一緒に出すのか。

事務局： 指針は説明の為の資料として出しただけであり、議案ではない。

委員： 条例がどんな施策に繋がるのか見えないという意見は、施策との繋がりを条例には載せず、指針で記載して担保するとしていた為に寄せられた意見である。条例がある程度形になってきた今だからこそ、施策で何をやるのか心配になって聞かれている。

検討会の中で施策としてこういう可能性があるということを予定でも良いから並べてみた方が良い。そうしないと、検討会としても全貌が見えない状況である。条例が制定された後に、やりたい市民活動や協働事業が条例では担保されていないとなつてはいけない。何よりも現場が不安になるだろう。

事務局側が条例を運用していった時に中間支援組織を担保していける内容なのかどうか。中間支援組織の役割や担って欲しいことをちゃんと出来るのかどうか。条例が出来たら中間支援組織が担っていくことになるのだからその時考えれば良いという理屈は分かるのだが、先に全体の構図を作っておいて条文に反映した方が、見通しができて分かり易いのではないか。

委員： 基金に関してや、ふるさと納税の何%かを市民活動に回すこと等が指針に盛り込まれた状況での確約された条例なのか。或いは、条例を作ったら満足してしまい、その後はおざなりになってしまうのか。この点が心配である。

また、委員会を作った後、指定管理等で競争することになった場合、これまでの関係性や事業毎の特色を考慮して、事業者に任せた方が良いのか市民に任せた方が良いのかが判断されているのか、学識経験者や専門家を選ぶ選定状況になってしまっているかどうか、市民から見えない。そうした選定が果たして適正なのかどうかを、条例を運用していく立場の方がチェックする機能が出来るのか、出来ないのか。選定に関してちゃんと可視化し、こうあるべきという判断が市民感覚で見え行えるようにならなければ、何の為に2年間一生懸命この条例を作ってきたのか分からなくなってしまう。この点が非常に心配である。

委員： 第10条で市民活動・協働推進委員会に定められている。10条第2項では委員会の役割として「市民活動及び協働の推進に関する次に掲げる事項を調査審議する」とされており、調査審議する事項を「この条例及び指針に関する事項」「基本理念及び指針に基づく活動に関する事項」としている。例えばこの事項に、「公平に運用される監査機能」を加えてはどうだろうか。

特定の市民団体に1つの事業を任せ、定型化された場合に、市民団体は事業を任せられ

たのだからと好き勝手に活動するようになり権力を持ってしまうのではと懸念されている。

市民活動・協働推進委員会を折角作るのならば、監査機能も加えて、NPOと行政が本当に良い関係で事業に取り組めるようにして頂きたい。委員がどういう方々で構成されるのかは私にもまだ見えていないが、予算も検討出来る委員会にしてはどうだろうか。学識経験者を委員とするのも結構だが、それとは別に、鎌倉をよくご存知の方も加えて委員を構成するのも良いと思う。

委員： 現段階の条例では、その点に関してどうとでもとれる表現がされている。条例に明記するかどうかはともかく、市民活動・協働推進委員会にどんな役割を与えるのかを具体的に挙げておいた方が良い。具体例を見て、納得頂けた時に初めて条例に賛成して頂けるのではないか。現在は具体的などころが見えないから反対されてしまっている。中間支援組織の役割や市民がどういった活動をされるのかをきちんと予測し、それをきちんと支えていく条例にする。指定管理者制度では市民活動団体の頑張りをきちんと評価し実績を認めた上で、そうした観点を選定基準に加えることで市民活動を支援する等の主文が載っているような「役割」や「成すべきこと」を、具体的に指針として書く。そのエッセンスを条例にもきちんと載せていくという方針で進めていくべきである。

行政としては、現段階の条例でも具体的な指針に繋げられるし施策まで担保出来ると言えるのだろう。しかし、検討会委員や市民からすると、先々のことまで具体的にわかった上で条例に反映されていないと心配である。条例が良い方向に有効活用されるなら良いが、条例はこのように捉えられる等と都合よく解釈をして悪用される可能性もあり、そうしたことへの不安感がある。行政にも市民にも悪気は無いのだが、ボタンの掛け違いが多いのが鎌倉市であるので、そういう行き違いが発生してしまう。市民活動団体の熱意も、行政が守らなければならない部分があることも分かるのだが、見えにくい構図が出来上がっており、それがこういう機会に悪影響を及ぼしている。行政もやり易くなり、市民と理解し合えるような条例にするには、もう少し具体化する必要がある。具体化したことを条文化しなければならないのではなく、具体化したことを指針に並べながら、ちゃんとエッセンスを条例に載せるという方法を採用したい。市民の不安を解消しないと、前回と同じ轍を踏む結果になりそうである。

委員： 第2項を「基本理念及び指針に基づく活動」ではなく「条例及び基本理念に基づく活動」とし、基本理念から条例に置き換えてはどうか。基本理念だけ抜き出されているのは不自然ではないか。

事務局： 前回の否決となった条例案では、基本理念を特にPRしていこうという意向が検討会であったので、第10条の第2項ではあえて「基本理念」と記載していた。

他市の条例や頂いた意見を参考にして見直し反映はしているものの、否決となった条文をなるべく残す形で整えている。検討会で特に伝えたいことや推したいことを残す形で条文を整理してきたので、通常の条例文として見ると違和感がある部分がある。条例を知らない方が見ても同じ違和感があるだろうから、通常の文体に直すのもありかと思う。基本理念を条例に置き換えて「条例及び基本理念に基づく活動」とするな

ど検討したい。

条例や指針に関する本体部分や施策の具体策を市民活動・協働推進委員会でハンドリングしていくと述べているのだが、そう伝わらない文章になっているのならば、それが分かる表現に直す必要がある。

委員： ハンドリングはそれで良いが、第三者の監査機能はどうするのか。

事務局： 監査機能の具体的なところに踏む混んだ表現をしようとする、条例の中で見切れるのかどうか問題となる。第9条の第5号で「市は、協働の評価や見直しを行うことにより、協働を充実させること」としており「評価」という文言は入れているものの、その評価を市がやるのが適切かということもある。

委員： どういう風に公平性を保つのか、選定や評価にはお金だけでなく質の問題もある。

委員： チェック作業は大変になるだろう。

委員： チェック作業は、学識経験者だけで本当に出来るのか、公平性は保たれるか等の様々な問題があり大変だろう。

委員： 皆が知っていてくれていれば良かったが、団体と担当課だけの問題で終わってしまった。そういう問題が起きた時に第三者が見て判断してくれる方々がいたら良かった。少ない予算で苦しみながらも活動しているが、本当はそこにしかない技術や価値のある活動をしている団体もいる。そういう団体を受け入れる駆け込み寺的な存在があると良い。密室になってしまっている市とNPOとの関係性を誰にでも公開してオープンにしていくことが重要である。そうすれば、市もあらぬ疑いをかけられたり変に不満を言われたりしないだろう。市とNPOがお互いにフェアな関係性を築けるだろう。それが本当の協働だと思う。この点が担保される条例にして欲しい。条例で監査機能を作ることが見えてくれば、具体的に書かれていなくても良い。

委員： 第三者機関が市民団体の努力をきちんと評価し、行政の各担当課に団体の成長を伝え、団体の推薦をしたり競争の機会を与えたりして、参入の機会を作っていくという所まで成立させられると良い。協働は難しい問題である。今回、私達は市民活動を「支える」だけでなく「育てる」という言葉まで頻繁に出してきており、この観点を条例に盛り込めば今までとは違う市民活動推進条例が出来ると考えていた。以前は具体的な部分は指針に委ね、条例は基本的な部分に留める簡潔な形にしていた。今はその形を改めるべく条例に具体性を加えている段階であり、市民団体の評価及び育成の観点が条例からはまだ見えにくい状況である。どういう施策に繋がっていくのかが条例から見えないと市民も心配になるだろう。

委員： 私共は行政の募集に対して、講座を担っていた団体であるが、同じような資格をもった人員のいる団体があったので、活動を半分ずつ担うこととなった。その際、入札の手続き等は一切無く、一方的に切られた。もう1つの団体に任せることは事前に話があった。

委員： その判断をオープンにすべき。

委員： ただ、監査機関がそこまでするのか。市民団体をどう審査するのか。NPO登録団体には活動目的をチェック項目に基づいて示して頂いているが、「まちづくり」にチェックをしている団体は多い。活動の一部がまちづくりに該当するからチェックしている

のであって、活動の本質は別にある。「まちづくり」だけで市民団体を審査するとなると、どういう風に誰が審査するのか。団体を割り振る審査会が出来るのもおかしいような気がする。

- 委員： しかし、監査機関を作らなければ市民活動及び協働はずっと変わらないだろう。
- 委員： 各地域に同じような目的で活動している団体は沢山いるが、各々が自らの地域内で活動をしている。しかし、目的だけを見た場合は同じ目的が書かれている訳である。そういう場合に目的という審査基準だけで判断してしまう危険性は無いのだろうか。
- 委員： 明快かつ市民活動団体がきちんと成長出来るシステムを作るべきである。
- 委員： きちんと判断できるシステムを作らないと、市民団体がやり切れない思いや不満を抱くことになる。民間企業だと明確な仕組みがあり判断が下せ、予算にも色が付けられる。しかし、行政の場合はがちり予算が組まれており、予算を超える場合は議会を通さなければならず、課では動かさない。公平性のあるシステムが必要である。
- 委員： 公平性とは何なのか。団体同士で協働し、手分けして山の草刈りをしているところもある。自発的な活動なので協働事業でも何でもないが、団体同士が協働をしている。それで良いような気がする。
- 委員： それが適当かどうかは業種による。それから、ノンプロフィットであるからこそ思いや実績に重きを置くべきだと思う。協働する場合、同じような機能の団体であるならば、どのように取り組んでいくのかちゃんと競っていかなくてはならない。市の為に活動するのだからきちんと事業を担える団体に取り組まなければいけない。もし私が突然活動を半分ずつ担うようにと市に言われたら、こんなに努力をしていたのに何故だろうと疑問に思うだろう。その説明は必要であるし、団体だけでなくオープンにされるべきである。公平に分りやすい形で公開して欲しい。
- 委員： 市民活動・協働推進委員会はその為の駆け込み寺である。この委員会自体が第三者機関である。実際の事業は当事者同士で取り組み、委員会が第三者的に監査を行う。
- 委員： この条例のポイントは市民活動・協働推進委員会かもしれない。委員会についてきちんと強調して示すことが大切である。委員会の委員はNPOをよくご存知の方になって頂きたい。委員に議員を入れてはいけないのか。
- 事務局： 基本的には議員を委員とはしない。
- 委員： 委員は条例では10人以内としているが、10人では足りないと思う。協働の委員と、市民活動の委員と、これらを統括する委員の3つの委員会が必要である。それぞれの委員に人員が必要となる。
- このように、ゴールが分かると必要なものが分かってくる。やはり、先々に必要な物事を予測しながら進めないと、条例に足りない部分が出来てしまう。
- 委員： 市民活動・協働推進委員会に重きを置いたことを条例で示してはどうか。
- 委員： 指針を見れば、委員会を示すのに適当な文言はきっとある。あんなに時間をかけて一生懸命作ったのだから。
- 委員： 監査機能に関する指針のエッセンスを条例に盛り込むことで、否決の原因を払拭したい。
- 事務局： 指針には皆さんに頂いたアイデアを全て詰め込んでいる。具体的なアイデアは指

針に全てある。ただ今のお話しは、指針の「市民が共に考える場をつくる」というところに該当する部分だろう。過去の検討会で「指針の見直しや施策の進行管理を進めていく上で市民が共に考えていく場を作っていく」というビジョンがあった。このビジョンをどう整理していくのかという話が進行管理や見直しは定期的に行ない、時代に即した市民参加や協働の推進をしていかなければならないとのことであった。この点を整理していく必要がある。

委員： 提案型公募委託事業はこの部分に該当するのか。

事務局： 条例は根本となるもので、NPO センターを含めてこの中の施策で位置付けられる。今までこの根本となるものが無かったが、この条例で定められることとなる。場の支援や情報の支援に関する条文の中で、NPO センターも支援機能の1つとして定められる。条例が制定されると、どの取り組みが不足しているか、弱みであるかが包括的に見られるようになる。

市民活動支援に関しては指針で具体的に書かれている。場所や情報の提供等の単純な表現ではなく、専門相談の強化や専門家の人材派遣等と具体的に表現している。監査機能の表現については、頂いたご意見を参考に検討する。

委員： 否決された時の条例案は、鎌倉愛に溢れていた文書であった。いろいろな方のご意見を盛り込んだ結果、大変無難な文書になってしまった。鎌倉愛が感じられるのは条文の前文のみになってしまっており、少し寂しく思う。この条例は一般的な市民活動の定義を定めるものではないので、「目的」にもう少し鎌倉愛を感じられる表現を加えても良いのではないか。

委員： パブコメで、「市民活動は鎌倉の為だけの活動ではない」とのご意見もあった。鎌倉愛を感じる表現を嫌がる方もいるかもしれない。

委員： 世界に向けた活動や、被災地に対する市民活動も確かにある。

委員： あまりそういう表現を入れられない方が好まれるだろう。

委員： 難しいところである。受け入れやすい無難な形にして、市民活動にしっかりと活用出来る条文とするのか、想いを込めた条文にして、可決されるかギリギリのラインに挑むのか。

委員： 市が事務的に処理し易い条例ではなく、市民が市民の条例として可能性を感じて市民活動の活性に繋がる条例になって欲しいのだろう。その点を読み取り易くする必要がある。

庁内の意見募集で市の職員から中間支援組織について質問があった。中間支援組織の定義や役割があまり理解されていない。

委員： 庁内意見には、中間支援組織については条文に載せなくてもいいという意見もある。

事務局： その為、あえて条文に中間支援組織の定義を残している。

委員： 中間支援組織とはNPO センターの事か。

事務局： 現在の鎌倉ならば、NPO センターを運営している団体を指す。NPO を支援するNPO を中間支援組織というので、NPO センターには限定されない。中間支援組織は多様であって良い。

委員： 社協も中間支援組織なのか。

- 事務局：NPO を支援しているという観点から言えば、社協も中間支援組織であると考えられる。行政が直接支援するのではなく、市民活動の視点を持ちながら行政と市民の間に入って市民活動を支援していく組織が中間支援組織である。
- 委員： 協働についてはこの程度の表現で良いのか。もう少し、研修を実施する等、指針の内容を反映しないのか。無難な条例となったし、おそらく議会も通るとは思っているのだが、心配である。
- 事務局：第4条の「市の役割」で「市は、市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人による市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努める」としており、研修という表記ではないが啓発に努めるよう記載している。研修という方法が適切かという問題もある。啓発等という表現にしておき、様々な手法を用いて取り組んでいくことにした方が良いだろう。
- 委員： 行政向けにはそれで良いだろう。協働事業にもう少し市が協力するように出来る条例にしたいと思っている。市民団体もそう思っているだろう。その場合、この表現で大丈夫なのか、具体的に書くべきではと懸念している。ちゃんと考えてくれているので大丈夫だと思うが、心配である。
- 皆さんも心配な点があれば伝えておいた方が良い。
- 事務局：今週であればご意見をお受けする。それ以降だとスケジュール的に、素案にご意見を反映出来なくなってしまう。
- 委員： 心配なところがある。条例名は『つながる鎌倉条例』で良いのだろうか。批判的な意見も複数頂いている。
- 事務局：意見を全て取り入れていくと、条文と同様にどんどん無難な表現になっていってしまうが、検討会としては、いかがか。
- 委員： 何が繋がるのか分からないと指摘されていた。『市民活動つながる鎌倉条例』にしてはどうか。
- 委員： 何がつながるのかという疑問が、興味を持って頂くきっかけになれば良いのではないか。
- 委員： 条例名以外にも、財政支援等の複数意見が寄せられている部分はある。覚悟をしてこのままでいくのか、もう一工夫するのか。
- 委員： 財政的支援に関しては見込みを想定した文章を書いて担保して欲しい。条例に財源確保を担保する条文を載せることが難しいことは、だいたいの方に理解して頂き易いかと思うが、条例名は隙があり指摘し易い。条例名だけで否定されるようなことは避けたい。
- 事務局：前よりも分かり易いからと新条例名を支持する意見もある。人によって好き嫌いはあるだろう。
- 委員： 条例名は検討会で特に議論を重ねているので、意見に迎合しなくても良いと思う。
- 委員： 庁内検討会で条例名について議論する場合もあるのか。
- 事務局：可能性はある。
- 委員： 庁内検討を受けて条例名を変更する可能性はあるのか。
- 事務局：必ずしも今の条例名のままだとは言いきれない。ただ条例名よりも、条例の中身が検

討されるだろう。いずれにせよ、最終的な条例素案は皆さんに報告する。
時間を超過してしまった。本日、皆様に頂いたご意見を検討する。具体案についても、指針の検討で皆様からアイデアを頂いているので、指針案を参考にして答えられるようにしておく。まだご意見がある場合は、今週中にご連絡頂ければ事務局の方で検討する。

●本日のまとめ

委員： パブリックコメントで市民活動・協働推進委員会の委員には市民を入れて欲しいという意見がよせられている。20年前から市民活動に携わってきて経過を理解しているので、どちらが良いのか悪いのかを言うつもりはない。2年近く条例作りに取り組んできたが、改めて客観的に見ると、市民・議員・行政にそれぞれの考えがあり、それぞれが市民活動及び協働を良くしようとして意見されているけれども、食い違い等があり、様々な想いや関係が渦巻いていると感じる。そんな中で自問自答しながら皆で考えて条例の検討を進めていることに意味があると思う。常に冷静に客観的に眺めることが大切である。

市民が主役となってまちづくりをするのであれば、市民がやり易い条例であるというメッセージを示すことが大事である。協働の面から見ると、この条文で本当に庁内と市民の協力を得られるのか少し不安である。自治体からすると、市民活動団体を保証するものが無い中で事業をお任せしなくてはならない等の問題もある。しかし、実際には既に相当数協働に取り組んでいる実績もある。同時に、協働の定義が異なる中での誤解もあることも事実である。ちょっとしたコミュニケーションや表現でそうした誤解の多くを解消していけると思う。決して絶望的な状況ではない。

いつも事務局任せで申し訳ないが、良い形で収まるようお願いしたい。本日はどうもお疲れ様でございました。

事務局：それでは、本日の検討会は以上である。

以上